

会長からのメッセージ



公認会計士・監査審査会は、企業内容開示制度の要ともいべき公認会計士監査について、その品質の向上と信頼性の確保を目的とし、独立の職権を行使する機関として平成16年に金融庁に設置されました。企業が必要資金を調達し、国民が資産を運用する場として、資本市場が公正性と透明性を備えて有効に機能するには、企業による適正な財務報告に加えて、これを担保する公認会計士による的確な監査の遂行が不可欠です。このため公認会計士監査の品質の維持向上をめざし、日本公認会計士協会による自主規制としての品質管理レビューと、公認会計士・監査審査会による公的規制としての審査・検査が、ダブル・チェックの体制で実施されています。

自主規制には、業界に蓄積されてきた現場の知見を有効に活用できるという長所があり、公的規制には、法的根拠をもった検査や措置を通じて規制の効果や国民の権利保護を高めることができるという利点があります。

公認会計士・監査審査会では、専門家の知見を公的規制に活かすという相乗効果を狙い、有能な公認会計士等の専門家を検査官として採用する制度を運用しています。公認会計士・監査審査会に所属し検査官として活動した経験が、職業的専門家としての視野を広げ、将来のキャリア形成を促進するうえで、大いに役立つことは言うまでもありません。

多くの公認会計士や弁護士等の皆様の積極的な参加を期待しています。

公認会計士・監査審査会

会長 松井隆幸